

# 全身性障がい課程

～障がい者福祉制度と移動支援事業～

# 障がい福祉制度について

# 目次～

- 1, 障害者総合支援法
- 2, 障がい者手帳の種別
- 3, 障がい者割引とは
- 4, サービス種別について
- 5, 各種サービスの説明

# 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

これは障害者自立支援法の改正法として2012(平成24)年に成立した障害者に対する福祉サービスなどを規定した法律です。

法の目的は、地域社会で健常者と障害者が分け隔てなく生活できるようにしようとしたとき必要となる各種サービス等を充実させることです。

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援する事を目的としています。

そのため、特定の障害について規定するのではなく、身体、知的、精神のいわゆる三障害のほか発達障害や難病も対象となっています。

☞ 上記の制度を受ける場合には、基本障害者手帳の申請を行い交付する必要があります。また、市役所に申請することによって障害支援区分が決定し利用できるサービスになっています。



続いて、障がい者手帳の説明になります。

# 障がい者手帳の種別

---

## 身体障がい者手帳

身体に一定の障害がある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

## 療育手帳

知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、A1（最重度）、A2（重度）、B1(中度)、B2(軽度)の4段階に区分されています。

## 精神障がい者保健福祉帳

一定の精神障害の状態にある方が、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されました。手帳は、障害の程度によって1級から3級まで区分されています。

### 【障がい者手帳を取得する為には】

申請は、各市区町村の「障害福祉窓口」で行います。医師による診断書・意見書を用意できたら、本人確認ができる書類（住民基本台帳カード、パスポート、個人番号カードなど）、申請する本人の縦4cm横3cmの写真が必要です。

# 障がい者割引とは

## 【身体障害者手帳・療育手帳を持っている場合】

身体障害者手帳と療育手帳を持っている人は、以下の公共交通機関が割引になります。

### ・電車

電車を利用する場合、以下の割引がありますが、障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に記載されている「第1種」「第2種」により、受けられる割引が少し違います。

## ■障害者本人がひとりで利用する場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限り、第1種・第2種障害者を問わず、普通乗車券を5割の価格で購入できます。

- ▶ 切符を購入する際は、係員のいる窓口で障害者手帳を提示する必要があります。

### ・高速道路

高速道路を利用する場合、「身体障害者が自ら運転する場合」または「重度の身体障害者もしくは重度の知的障害者が同乗し、障害者本人以外が運転する場合」に、事前に登録された自動車1台に対して、割引率50%以下の割引を受けることができます。

障害者割引を適用するためには、事前の手続きが必要となります。また、登録した自動車・ETCカード・ETC車載器以外での利用には割引は適用されません。登録事項を変更した場合は、市区町村の福祉担当窓口にて変更申請の手続きが必要となります。

## 障がい者割引とは②

### 【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている場合）

以下の公共交通機関は、身体障害者手帳と療育手帳に加え、精神障害者保健福祉手帳を持っている人でも割引を受けることができます。

#### ・ 公営の公共交通機関

自治体が運営している公営の公共交通機関では、乗車券が無料になる場合も多くあります。例えば、東京都の場合、都内在住の身体障害者、知的障害者、精神障害者などに「都営交通無料乗車券」を発行しています。各自治体によって違いがあります。

#### ・ 飛行機

搭乗時の年齢が満12歳以上で、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを持つ本人と介護者1名まで、割引運賃が適用されます（[JAL](#)、[ANA](#)の場合）。

#### ・ タクシー

タクシーを利用する場合、障害者手帳を提示すると運賃の10%が割引になります。身体障害者手帳・療育手帳での割引は全国的に実施されていますが、精神障害者保健福祉手帳の場合、タクシー会社によって実施している会社としていない会社があります。乗車の際にご確認ください。

## 障がい者割引とは③

### ・ 公共施設

自治体が運営する美術館や博物館、スポーツセンターなどの公共の施設は、障害者料金が設定されていたり、無料で入館・利用できたりする場合があります。

### ・ ホテル・民間の施設

ホテルなどの宿泊施設でも一部、障害者割引を実施している場合があります。また、民間の施設であっても、障害者割引を実施している施設は多数あります。

### ・ 映画

映画の鑑賞料金についても、障害者割引が適用されるのが一般的です。

### ・ NHK受信料

世帯のうちに、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人がおり、かつ世帯全員が住民税非課税の場合、受信料が全額免除されます。

### ・ 保育料

自治体によっては、保育料の割引が行われています。お住まいの自治体の案内をご確認ください。



# サービス種別について

障害者に関する施策は、平成15年4月に導入された支援費制度の施行によって、従来の措置制度から大きく転換しました。その後、平成17年には障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービス体系が新たに再編されました。

現在は、「障害者総合支援法」をもとに定められている。

サービスは、「介護給付」、「訓練等給付」、「地域生活支援事業」の3つに区分されます。

「介護給付」は、ホームヘルプサービスや生活介護などで、介護の支援を受けるものです。

「訓練等給付」は、自立訓練や就労移行支援などで、訓練等の支援を受けるものです。

「地域生活支援事業」は移動支援や手話通訳等の派遣などで、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施するものとされています。

移動支援事業は、地域支援事業に含まれる。

 それでは、どのようなサービスがあるか学んでいきましょう！！

# 各種サービスの説明①

サービス名	内 容
居宅介護	ホームヘルパーを住居等に派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする障害者の住居等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつまたは食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に提供するサービスです。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動する際に、危険を回避するために必要な援護を行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けられるサービスです。
短期入所	家族の病気などにより一時的に保護が必要になった障害者に対し、障害者支援施設などに短期間入所させ、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行うサービスです。
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービスです。

## 各種サービスの説明②

サービス名	内 容
療養介護	医療および常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行うサービスです。
生活介護	常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において、障害者支援施設などの施設で入浴、排せつ、または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	就労経験のある障害者などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
施設入所支援	その施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行うサービスです。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している知的障害者および精神障害者に対し、一定の期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

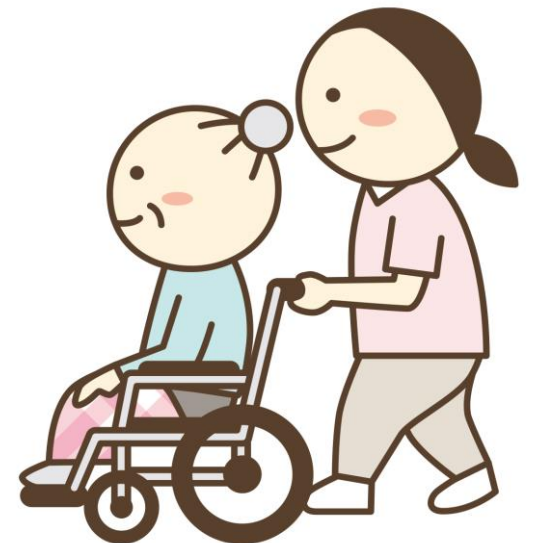
# 移動支援事業について

# 目次～

- 1, 移動支援事業とは
- 2, 移動支援の目的について
- 3, 障がい者割引とは
- 4, 移動支援の対象にならない支援
- 5, 移動支援クイズ

# 移動支援事業とは

地域支援事業であり、各市町村が独自で定めるサービス。  
市町村独自のサービスということもあり、ルールや報酬や請求方法なども市町村で違いがみられる。  
基本的には、1カ月に〇〇時間と言う様な支給方法がメジャーである。  
また、移動支援の対象の障害レベルに対しても違いがあり、ある市町村では支給されていたものが、支給されなくなる例もある。  
ヘルパーの必要な資格も独自で定められているので、詳しい内容は各市町村の役所に問い合わせる必要がある。



# 移動支援の目的について ※このとりの教科書参照

**移動支援とは** ※またの名は『地域支援事業』

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供するサービスです。

(対象と認められる外出)

## 社会生活上必要なもの

金融機関における手続き・相談  
社会生活一般で必要と考えられる外出  
商店・デパートでの買い物（趣味、嗜好に関するもの）  
結婚式・葬式・法事などの冠婚葬祭

## 余暇活動等社会参加を目的とするもの

美術館	映画館	コンサート	観劇	カラオケ等
体育館	トレーニングジム	プール等		
理容院	美容院など			

ここで問題です！！

移動支援の報酬は、市町村によって一緒か？それとも統一されているか？

# 移動支援の対象にならない支援内容

## (和泉市の場合)

- ① 通勤・営業等の経済活動にかかる外出
- ② 通年かつ継続的な習い事等の外出
- ③ 通所・通学のための利用（継続的な利用でなければ、支給できる場合有り）
- ④ 競馬・競艇・競輪・パチンコ等、社会通念上適当でない外出
- ⑤ 介助ができる家族が同行する外出
- ⑥ 通院のみでの利用
- ⑦ 入退院時の付き添い
- ⑧ 単なる「預かり行為」での利用
- ⑨ 買い物や手続きを、本人が出向くことなくヘルパーが代行すること
- ⑩ 同居する家族への支援

上記に準ずる外出は、移動支援の対象とならない外出の一例です。

支援は利用者のためのものであり、単に保護者のレスパイトを目的とした支援は原則対象となりません。なお、移動中や目的地において、排泄・更衣・食事介助、危険回避のための付き添いとその他必要な支援、チケット購入等の支援等の具体的な支援を行う必要がなく、単なる待ち時間となる場合も対象となりません。（ヘルパーの拘束時間＝支援対象時間ではありません）

※和泉市移動支援ガイドライン参照



# 移動支援クイズ！！（和泉市バージョン）

## 【第一問！】

移動支援には、一日何時間まで使用することができますか？

## 【第二問！！】

何歳から移動支援は利用できますか？

## 【第三問！！！】

病院での入院中は利用可能ですか？

## 【第四問！！！！】

電動車いすの人が、移動支援を利用しても良いですか？

## 【第五問！！！！！】

通学・通勤・通所に移動支援を利用できますか？

## 【第六問！！！！！！】

通院の場合で、買い物をしてから帰りたいのですが、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として算定することは可能ですか？

# 移動支援クイズ②！！和泉市バージョン)

【第七問！】

ヘルパーもしくは事業者が所有する車を用いて移動支援を利用することは可能ですか？

【第八問！！】

マッサージ・リハビリ等に利用できますか？

【第九問！！】

居酒屋等、飲酒の場への付き添いは可能ですか？

【第十問！！！！】

公園で一緒に遊んでもらうことは可能ですか？

【第十一問！！！！】

外出準備・帰宅準備は算定できますか？

